

○東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則

平成27年12月28日

規則第86号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）及び東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年6月台東区条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例による。

(児童育成手当の支給に関する事務)

第3条 条例別表第1の1の項及び条例別表第2の1の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める特定個人情報、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める特定個人情報とする。

(1) 東京都台東区児童育成手当条例（昭和46年10月台東区条例第26号）第6条の規定による受給資格及び手当の額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
次に掲げる情報

イ 当該額の認定の申請を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、東京都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）又は市町村民税（地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報

ロ 当該申請を行う者若しくは当該申請に係る児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ 当該申請に係る児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

ニ 当該申請を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報

(2) 東京都台東区児童育成手当条例第8条第1項の規定による手当の額の改定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ロ 当該申請に係る児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

ハ 当該申請を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報

(3) 東京都台東区児童育成手当条例施行規則（昭和57年3月台東区規則第14号）第14条の規定による現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ロ 当該届出を行う者若しくは当該届出に係る児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ 当該届出に係る児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

ニ 当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報

（ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務）

第4条 条例別表第1の2の項及び条例別表第2の2の項に規定する規則で定める事務

は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める特定個人情報、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める特定個人情報とする。

(1) 東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年12月台東区条例第45号）第6条第1項の規定による医療証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ロ 当該申請を行う者若しくは当該申請に係る児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

- ハ 当該申請に係る児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
 - ニ 当該申請を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報
- (2) 東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年12月台東区規則第48号）第21条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- イ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
 - ロ 当該届出を行う者若しくは当該届出に係る児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - ハ 当該届出に係る児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
 - ニ 当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報
- (3) 東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第2条の障害の状態に係る事実についての審査に関する事務 当該審査を受ける者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報
- (生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務)

第5条 条例別表第1の3の項及び条例別表第2の3の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める特定個人情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める特定個人情報とする。

- (1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「厚生省通知」という。）に基づき、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて行う外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務 次に掲げる情報
- イ 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者に準ずる生活に困窮する外国人（以下この条において「外国人要保護者等」とい

- う。)に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による保険給付の支給に関する情報
- ロ 外国人要保護者等に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条第1項の規定による療育の給付の支給に関する情報
- ハ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の規定による資金の貸付けに関する情報
- ニ 外国人要保護者等に係る生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更、同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止(以下「生活保護実施関係情報」という。)又は同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関する情報
- ホ 外国人要保護者等に係る児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報
- ヘ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報
- ト 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の規定による障害児福祉手当の支給又は同法第26条の2の規定による特別障害者手当の支給に関する情報
- チ 外国人要保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- リ 外国人要保護者等に係る母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項の規定による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- ヌ 外国人要保護者等に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する情報
- ル 外国人要保護者等に係る介護保険法(平成9年法律第123号)第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給又は同法第115条の45の地域支援事業の実施に関する情報
- ヲ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

ワ 外国人要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定による援助の実施に関する情報

カ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報

ヨ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の規定による支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

(2) 厚生省通知に基づき、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて行う外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定による保護の開始又は同条第9項の規定による保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 厚生省通知に基づき、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて行う外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の規定による職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 厚生省通知に基づき、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて行う外国人に対する生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 厚生省通知に基づき、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて行う外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定による徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

（心身障害者福祉手当の支給に関する事務）

第6条 条例別表第1の4の項及び条例別表第2の5の項に規定する規則で定める事務

は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める特定個人情報、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める特定個人情報とする。

(1) 東京都台東区心身障害者福祉手当条例（昭和49年4月台東区条例第4号）第4条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- イ 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- ロ 当該申請を行う者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給又は同法第115条の45の地域支援事業の実施に関する情報
- ハ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ニ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

- (2) 東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和49年10月台東区規則第36号）第15条の規定による届出に係る事実についての審査に係る事務 当該届出を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
(福祉タクシー利用券の交付に関する事務)

第7条 条例別表第1の5の項及び条例別表第2の6の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める特定個人情報、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める特定個人情報とする。

- (1) 福祉タクシー利用券の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - イ 当該申請を行う者（当該申請を行う者が20歳未満である場合にあっては、当該申請を行う者に係る扶養義務者）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
 - ロ 当該申請を行う者（当該申請を行う者が20歳未満である場合にあっては、当該申請を行う者に係る扶養義務者）に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - ハ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ニ 当該申請を行う者（当該申請を行う者が20歳未満である場合にあっては、当該申請を行う者に係る扶養義務者）に係る生活保護実施関係情報

- (2) 福祉タクシー利用券現況届の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者（当該届出を行う者が20歳未満である場合にあっては、当該届出を行う者に係る扶養義務者）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
(心身障害者の医療費の助成に関する事務)

第8条 条例別表第1の6の項及び条例別表第2の7の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める特定個人情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める特定個人情報とする。

- (1) 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の表30の項イの受給者証の交付に係る申請の受理に関する事務 次に掲げる情報
- イ 当該申請を行う者（当該申請を行う者が20歳未満である場合にあっては、当該申請を行う者に係る世帯主等（心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）第2条第2項第1号に規定する世帯主等をいう。以下この条において同じ。）又は扶養義務者）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
 - ロ 当該申請を行う者（当該申請を行う者が20歳未満である場合にあっては、当該申請を行う者に係る世帯主等又は扶養義務者）に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - ハ 当該申請を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
 - ニ 当該申請を行う者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
 - ホ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ヘ 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ト 当該申請を行う者（当該申請を行う者が20歳未満である場合にあっては、当該申請を行う者に係る世帯主等又は扶養義務者）に係る生活保護実施関係情報
 - チ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - リ 当該申請を行う者又は当該申請を行う者が属する世帯の世帯主に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による保険給付の支給に関する情報
 - ヌ 当該申請を行う者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
- (2) 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表30の項ハの氏名又は住所の変更の届出の受理及び所得状況に係る届出の受理に関する事務 次に掲げる情報
- イ 当該届出を行う者（当該届出を行う者が20歳未満である場合にあっては、当該届出を行う者に係る世帯主等又は扶養義務者）に係る道府県民税又は市町村民税に関

する情報

ロ 当該届出を行う者（当該届出を行う者が20歳未満である場合にあっては、当該届出を行う者に係る世帯主等又は扶養義務者）に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ 当該届出を行う者又は当該届出を行う者が属する世帯の世帯主に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

ニ 当該届出を行う者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

（重度心身障害者手当の支給に関する事務）

第9条 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める特定個人情報、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める特定個人情報とする。

(1) 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表28の項イの受給資格の認定に係る申請の受理に関する事務 当該認定の申請を行う者又は当該者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(2) 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表28の項ハの報告の要求及び生活状況等に関する調査に関する事務 当該報告の要求若しくは当該調査を受ける者又は当該者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

（情報提供を行う特定個人情報）

第10条 条例別表第3の3の項に規定する規則で定める事務は、厚生省通知に基づき、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて行う外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務とする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

付 則（令和元年9月30日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年12月26日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年1月30日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。